

総合計画について

○総合計画とは

総合計画は、市民と行政にとって、まちづくりを進める指針となるもので、目指すべき都市像を描き、その実現に向けた目標や必要な方策を定めたものです。総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画から構成されます。

- ・基本構想 総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本的な構想
- ・基本計画 基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示す計画
- ・実施計画 基本計画に定めたそれぞれの施策の具体的な実施方法等を示す計画

○総合計画の変遷

昭和 44 年（1969）に、地方自治法が改正され基本構想を定めることが義務づけられたことにより、川越市は、昭和 47 年（1972）に「総合振興計画」を策定しました。その後、「総合振興計画」は社会情勢の変化に伴い、昭和 58 年（1983）度から「総合計画」に移行しました。更に、平成 8 年（1996）度からは、同 17 年（2005）度を目標年次とする第二次川越市総合計画を策定し、まちづくりに取り組んできました。そして現在、平成 18 年（2006）度から始まり同 27 年（2015）度を目標年次とする第三次川越市総合計画が進行しています。

この間、平成 23 年（2011）には、地方公共団体の自由度の拡大を図る等のため、地方自治法が改正され、基本構想を定めることの義務付けがなくなりました。このような中、川越市では、総合計画がまちづくりの指針となる重要な計画であることに鑑み、平成 26 年（2014）に「川越市総合計画策定条例」を制定し、引き続き総合計画を策定することを明らかにしました。

- ・昭和 44 年（1969） 地方自治法の一部改正により基本構想の策定義務の創設
- ・平成 23 年（2011） 地方自治法の一部改正により基本構想の策定義務の廃止
- ・平成 26 年（2014） 川越市総合計画策定条例の制定

参考

■川越市総合計画策定条例第3条（平成 26 年制定）

『市は、総合計画を策定しなければならない。』

■川越市の総合計画

- ・川越市総合振興計画 昭和 47 年（1972）度～昭和 60 年（1985）度 14 年
将来都市像「川越の住民であることに誇りをもてる都市」
- ・川越市総合計画 昭和 58 年（1983）度～平成 7 年（1995）度 13 年
将来都市像「明るい未来をつくる緑豊かな国際性のある文化都市」
- ・第二次川越市総合計画 平成 8 年（1996）度～平成 17 年（2005）度 10 年
将来都市像「自然と歴史を生かし、市民がいきいきと、新しい暮らしを創造するまち」

- 第三次川越市総合計画 平成18年(2006)度～平成27年(2015)度 10年
将来都市像「ひと、まち、未来、みんなで作る いきいき川越」

総合計画の構成図



図 第三次川越市総合計画の構成

